

## 分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年7月26日（木）10：00～11：40

場所：大町会館 集会室

参加者：48名

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

### 説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（70分）
- 4 閉 会

### ～議事要旨～

#### 3 質疑応答

市民 A：ごみ袋は今後 20ℓしかなくなるということですか。

山本課長：今回の資料では例として 20ℓを出していますが、現在ある可燃・不燃は 5・10・20・40ℓの 4 種類、生は 3・6・12ℓの 3 種類は基本的には継続したいと考えております。まだ決定してはおりませんが、決定次第お知らせしたいと思っております。

市民 B：焼却施設が出来るので燃やせるごみの料金が上がるというのは分かりますが、燃やせないごみの量は減るのに料金が倍になるという理由について説明いただきたい。

高橋主査：手数料は、それぞれのごみの処理にかかる経費をそれぞれのごみの量で割り返して算定しております。現在は燃やせるごみも燃やせないごみも埋立処理していることから、埋立処理にかかる経費を燃やせるごみと燃やせないごみを合わせた量で割り返しておりますが、今後は埋立処理にかかる経費を燃やせないごみだけでまかなわなければならないため、燃やせないごみの手数料が大幅に上昇しているものです。

市民 C：粗大ごみの事前申込制への変更だが、今は収集日に 100 円の券を貼れば家の前から持って行ってくれ、大変良いことだと思う。それを来年からはいちいち市へ連絡しなければならないということだが、この高齢化社会の中で何の品目がいくらになるかを判断してかつそれを個別に市と調整して回収してもらうなんてことは到底できない。現在上手くやっていることをわざわざややこしくする事にならないですか。それと 100 円～900 円という幅があるが、何の品目がいくらかという部分も決まっているんだろ、分かるように説明し

てください。

山本課長：粗大ごみの事前申込制では、その申込の際に品目やサイズなどを聞き取り、いくらになるかをお伝えするという方式を考えています。ですので、市民の方は品目などの内容をお伝えいただければ、手数料の値段と収集日をお知らせするという仕組みを考えています。先ほどの説明の中でもありましたが、今後は粗大ごみについても燃やせるものは燃やすという処理が必要となることから、聞き取りの中で焼却処理を行うものなのか埋立処理を行うものなのかを判断して、それぞれの処理施設へ持っていきます。お客様のおっしゃるとおり申込という手間が増える分、利便性が低下してしまっていますが、市としては適正処理を効率的に行うためには皆様に事前申込へのご協力をお願いしたいと考えております。

市民 C：それは改善ではなく、改悪だ。我々に負担がかかるものである。どうしてこんなことになってくるんだ。みなさんどう思う？面倒くさくありませんか？  
～周囲の方へ意見を求める～  
～数名の方から「嫌です」「今までどおりが良い」などの声あり～

高橋主査：今までどおりには出来ないというのがスタートとなっております。現在は燃やせないごみの袋と粗大ごみを全て同じごみ収集車に積み込んで運び、全て埋立処理をしています。そういった処理方法であるため、現在の何でも 1 個 100 円で収集日に自動的に回収するという方法がとれています。ごみの減容化や衛生処理といった観点から焼却施設は作っておりますので、粗大ごみについても燃やせるものは燃やす必要があります。それをやるためには、現在の燃やせないごみと一緒に混ぜるとするのはやめて、品目毎に持ち込み先を分けなければなりません。そういった中で、市民の皆様にあらゆる素材が混合されている粗大ごみを燃やせるもの・燃やせないものを判別して出していただくという事をしなくても良いように、事前申込という手続きの中で市で判別して適性処理を行いたいと考えた結果です。皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご協力をお願いいたします。

市民 C：じゃあなんで申込方法は検討中なんて書いてあるんだ。まだ決まってないのか。

山本課長：電話だけで申込いただくのか、メールや FAX などでも受付するのかなど、細かい部分については決っておりません。事前申込制という方法に変わるという事のみが今回のお知らせとなります。

高橋主査：もう一つ検討中という部分として、収集日があります。現在は月に 1 回の燃やせないごみの固定日しか収集がありませんが、せっかくご連絡いただくので、来週とか再来週とか、皆様のご希望に近い日程で回収することが出来ないかということについても検討しております。

市民 C：まあいい、分かったことにしておきましょう。だけど私個人としては改悪でしかない。市民のためではなく、業者のために考えてることだ。

山本課長：手間が増えて市民にとっては改悪であるということについては一つの意見としてお伺いしておきますが、市としては効率的な収集と適正な処理を進めるための方法として検討させていただいた結果でございます。

市民 D：何点かあります。1点目：今のごみ袋はなぜ使えなくなるのか。市民としては今のごみ袋は税金を収めてると思っています。2点目：今のごみ袋になった時には全戸へ無料配布していたと思いますが、次回も行うのか。3点目：リサイクルの袋については透明なもので出すというのが現状ですが、それに変更はないのか。4点目：粗大ごみが100円～900円という幅の算定根拠は何なのか。5点目：ごみ焼却場の償還の関係で、償還が終われば当然料金は安くなっていくのか。

高橋主査：1点目のごみ袋の切替の関係ですが、正確に言うと今のごみ袋が使えなくなるというのは語弊があります。現状のままでは使えなくなるということです。現在は200の可燃袋は単価2円で1枚40円となっていますが、これが改定案通りとなれば1枚60円で販売することになり、この金額が再来年の4月からごみを出す場合の手数料ということになります。そのため、この時に40円で買ったごみ袋で200のごみを出すと手数料が不足するということになりますので、その場合には不足分の手数料のシールを買って貼っていただくなどの方法が考えられます。もしくは、現在のごみ袋40円相当の小さなごみ袋と交換するなどの方法も検討はしております。ですので、ご購入いただいたごみ袋自体を無駄にするということはありません。

市民 D：それはおかしいのではないですか。4月から新しくなるからといって3月31日にぴったり使いきれるといふ人は皆無だと思います。例えば2ヶ月間は併用期間を設けるだとか、柔軟な考えを持つべきではないですか。

山本課長：市として危惧しているのは、安いうちに大量に買い占めてそれをずっと使うという方もごく一部にはいらっしゃると思います。そういった対策も含めて検討しているというのが現状でございます。2点目のサンプルとして無料配布するのかという部分について、現状は考えておりませんが、そういったご意見をいただきましたので、今後対応について検討して参りたいと思います。3点目の資源物の袋は、現在は無料で収集しているものについては変更はありません。4点目の粗大ごみの料金設定の基本的な考え方ですが、可燃性のものであれば10kgにつき128円という単位を設け、タンズであれば標準的な重さが何kgだからいくらという設定となります。現在の分別事典においても粗大ごみは相当な品目数がありますので、一つ一つ洗い出して細かい設定を検討しているという状況でございます。5点目の焼却施設の償還が終わった後は料金が下がるのかという部分ですが、料金の算定方法として償還がなくなれば減額要素となることは間違いありません。しかし、料金を見直す

タイミングで、新たな経費がかかることもあると思いますので一概に下がるということとは言えませんが理論上は減額要素となるものでございます。

高橋主査:資料でお示しした焼却施設の経費 4 億 6 千万円の中に償還金も入っておりますが、設備と建物で償還年を分けております。建物は耐用年数が長いので 50 年として 1/50 を、設備は更新を目安に 15 年として 1/15 を年間のコストとして盛り込んでおります。

市民 E:有料化になる前の余ったごみ袋は資源物を出す際に使ってくれという話がありました。今回は使い切ってくれと言うが、使い切れなかった場合はどうしたら良いのか。それと、現在も年金世帯の方が多く中で、ごみ袋も粗大ごみのシールも値段が上がるというのは、経済的に貧困状態になっているのに、誰がこういう風に決めたのですか。市民の意見を聞いて決定したのであれば納得できますが、そういう事もなく、市の方で勝手に決めたことだから反発も出るし、納得できない方が多いのではないですか。今は 40ℓの袋を使っていますが、それが 500 円とかになると 500 円分の食費を削らなければならない、日々の生活で精一杯なのだから今までどおりの値段でやっていただきたい。

山本課長:まず 2 点目の値上げに関することですが、新しい焼却施設が稼働することに伴い新たな経費がかかってくるという中で、料金を引き上げることがないよう、経費を節減できる部分はないか検討を進めて参りました。それでもやはり増加する経費は大きく、市民の皆様にもご負担をお願いしなければならないという結論になりました。昨年の夏には市民の広場というものも開催しましたし、冬には地区懇談会というものを開き、手数料の試算結果などについてもお知らせしてきたつもりでございます。当然聞いていないという方もいらっしゃると思いますが、どうしてもごみの適正処理をするために焼却施設を作り、そこにかかる経費の一部についてはごみ袋の料金というご負担をお願いしたいというものでございます。

高橋主査:ごみ袋の切替については、仰るとおり全て使い切ることは出来ないと考えております。先ほども少し触れましたが、不足している分の手数料のシールを追加で貼っていただく、もしくは同じ手数料相当の小さいサイズのごみ袋と交換するなどの方法を検討して参りたいと思います。決定はしておりませんが、余ったごみ袋を市民の皆様にご廃棄していただくことにはならないように考えたいと思います。先ほど、猶予期間のお話もございましたが、例えば 2 ヶ月間は両方使えるようにしたとして、6/1 から古いものは使えなくしたとしても、その日までに余ったごみ袋はどうしたらいいのかといった同じことが起こります。買占めへの対策が必要といったことについても、個人的には皆様が平等に買いだめをすることが出来る方法があるのであれば猶予期間を設けても良いと思います。しかし、一部の人が大量に買ってしまうことによって、本当に必要な人が買えなくて 3 月にはごみを出せなくなってしまうという事態が一番問題だと考えております。そのため、現在の所は 4/1 に切り替

えて、それ以降に古い袋でごみを出す場合には不足分の手数料を何らかの形でお支払いいただくということを基本に考えたいと思っております。

市民 E：集合住宅に住んでいますが、ごみステーションが1つしかありません。そういった場合に、どうやって出したら自分のごみと分かるようになるのですか。

高橋主査：集合住宅で問題となるのは収集されずに置いていかれた場合かと思えます。やはり出した本人に回収していただくというのが原則になりますので、1人1人が自分が出したごみが回収されたか確認いただきたいと思えます。

市民 E：ごみ袋がいくらになるのか分かりませんが、決められた金額に合せたサイズのごみ袋を出さなければならないですね。誰が投げたか分からない状態でどうやってお金を払うのですか。

高橋主査：手数料の支払い方法が分かりにくくて申し訳ないのですが、支払うタイミングとしてはごみ袋を買っていただく時で、ごみ袋の購入費用が手数料として市でいただいているものになります。ですので、ごみ袋が切り替わった際は、新しい価格で購入いただいたごみ袋についてはそのまま出していただいて構いません。

市民 E：足りない分の手数料のシールはコンビニまで買いにいかなければならないのですか。

高橋主査：不足分の手数料をお支払いいただく方法をシール方式とした場合にはコンビニやその他のごみ袋販売店に買いにいっていただくことになると思えます。

市民 E：古い袋を何個も使って一つの袋にするということとはできないのですか。

高橋主査：例えば燃やせないごみ袋の手数料が2倍になったとしたら、2重にすれば同じ手数料になるので問題ないのではということでしょうか。

市民 E：2つの袋にごみを入れてそれを紐で縛って出すというのは駄目ですか。そうしないと家にある袋が減っていかないのか、そうして良いかということですか。

高橋主査：出し方の工夫で同等の手数料をお支払いいただくということは考えておりませんでしたので、そういった方法も合わせて検討して参りたいと思えます。

市民 F：直接搬入の部分ですが、燃やせないごみが2倍ということですが直接搬入は3.5倍程度になっていますが、その根拠はなんですか。

高橋主査：現在の直接搬入する場合の70円には、一般家庭からごみを集める収集経費を計上していないというのが算定方法となっています。これが改定案では、直接持ち込むものについても収集経費を按分しているという算定方法にな

っています。もともと直接搬入というのは、市で収集しないごみがあり、皆様に直接持って行っていただく必要があることから設定しています。資料説明でも若干触れましたが、今後は、基本的には市の収集で対応するという形にしますので、直接搬入される方は付加サービスをご利用いただくということになると考えているため、収集経費についてもご負担いただくという考え方です。

市民 F：直接搬入の場合は、個人の車だとかにかかる経費は個人負担です。あまり直接搬入することはありませんが、3.5 倍というのは上げ過ぎかなという気がします。

高橋主査：現在の 70 円が安過ぎるという見方もできると思いますが、今回の改定案でも同じ考え方で計算すると、実は粗大ごみの料金をもっと上がることとなります。収集経費が粗大ごみと直接搬入とで分散していることで、粗大ごみが 100 円～900 円という幅に留まっているというのが現状です。基本的には今後は市の収集に出してほしいと考えておりますので、粗大ごみの価格を抑制するためにも一体的な計算方式としたという側面もございます。

市民 G：長い金属は燃やせないごみということですが、以前燃やせないごみの袋に傘を入れて出したところ、はみ出しているということで収集されませんでした。今後も袋からはみ出す長いものは、傘 1 本でもラケット 1 個でも粗大ごみとして申込が必要ということですか。

高橋主査：基本的には袋に入らないものは粗大ごみとなりますので、そういった形になると思います。

以上